

利用者のために

1 調査の目的

水産物流通調査(以下「調査」という。)は、水産物の価格水準、需給動向等を明らかにし、産物の需給計画、価格安定対策、流通改善対策等、水産行政の資料を作成することを目的としている。

2 調査の根拠

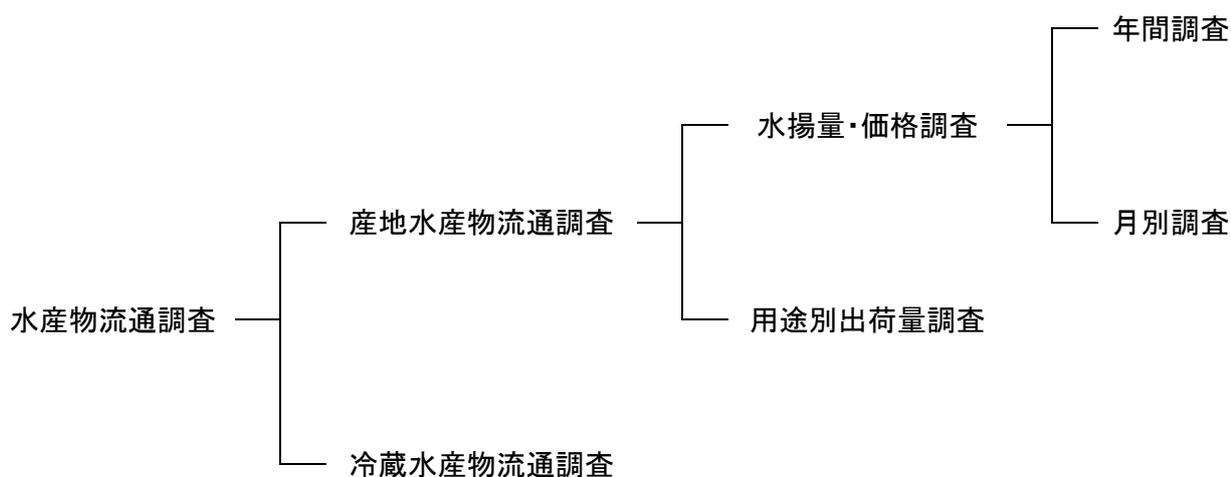
冷蔵水産物流通調査及び用途別出荷量調査は、統計法(平成19年法律第53号)第19条第1項に基づく一般統計調査である。

3 調査機関

産地水産物流通調査の水揚量・価格調査(月別調査・年間調査)、用途別出荷量調査及び冷蔵水産物流通調査は一般社団法人漁業情報サービスセンター(以下、JAFICという)を通じて実施した。

4 調査の体系

調査の体系は、以下のとおりである。



5 調査期間等

調査期間は平成30年1月1日から12月31日までの1年間とし、調査回数は次のとおりとした。

(1) 産地水産物流通調査

ア 水揚量・価格調査

(a) 年間調査

年1回

(b) 月別調査

月1回

イ 用途別出荷量調査

年1回

(2) 冷蔵水産物流通調査

月1回

6 調査の範囲・調査対象、調査事項及び調査方法

(1) 産地水産物流通調査

ア 調査の範囲・調査対象

産地水産物流通調査は、2013年漁業センサス(平成25年実施)で設定された全国2,182漁業地区から、主要な漁業地区を選定し、調査区を設定した。本調査では、設定した調査区を便宜上「漁港」として取り扱っている。

(a) 水揚量・価格調査(年間調査)については、調査区の水揚量の合計が原則として全国の海面漁業生産量の概ね6割を占めるまでの209調査区を選定し、調査区内の全ての卸売業者及び漁業協同組合を調査対象としている。

(b) 水揚量・価格調査(月別調査)については、年間調査の調査区で調査品目毎の水揚量上位20調査区のうち、原則として1調査区で5品目以上が該当となった48調査区を選定し、調査区内の全ての卸売業者及び漁業協同組合を調査対象とした。

(c) 用途別出荷量調査については、年間調査の調査区のうち、調査品目の水揚量が年間調査の当該品目の水揚量のおおむね6割を占める32調査区を選定し、調査区内の全ての卸売業者及び漁業協同組合を調査対象とした。なお、卸売業者等で全ての調査内容を把握できない場合は、仲卸業者を調査対象とした。

イ 調査事項

(a) 水揚量・価格調査

上場水揚量及び上場水揚価額

(b) 用途別出荷量調査

上場水揚量及び用途別出荷量

ウ 調査方法

(a) 水揚量・価格調査(年間調査)

卸売業者等への郵送・FAX等による自計調査を行った。

(b) 水揚量・価格調査(月別調査)

卸売業者等への郵送・FAX等による自計調査を行った。

(c) 用途別出荷量調査

卸売業者等への郵送・FAX等による自計調査を行った。

(2) 冷蔵水産物流通調査

ア 調査の範囲・調査対象

全国の総冷蔵能力の50%に達するまでの産地40市町及び消費地14市区町を調査の範囲とし、水産物を取り扱う主機(冷凍圧縮機)10馬力(1馬力=0.75KW換算)以上の冷凍・冷蔵工場のうち、調査市区町ごとの総冷蔵能力に対し調査する冷蔵能力の累計が80%に達するまでの冷凍・冷蔵工場を調査対象とした。

イ 調査事項

- (a) 前月月末在庫量
- (b) 月間在庫量
- (c) 月間出庫量

ウ 調査方法

オンラインによる調査協力者(冷凍・冷蔵工場)の自計調査、又は調査票の郵送により行った。

7 集計方法

数量及び価額についてはそれぞれの積上げ、価格については価額を数量で除して算出する方法により行った。

8 目標精度

本調査においては、目標精度は設定していない。

9 用語の解説及び約束

(1) 産地水産物流通調査

ア 上場水揚量

調査区内の卸売市場において、せり、入札、相対等によって取引された数量をいう。(搬入量(調査区外の漁港等から搬入されたもの)及び冷蔵庫から出庫された量は除く。)

イ 上場水揚価額

調査区内の卸売市場における取扱金額である。

ウ 卸売価格

上場水揚価額を上場水揚量で除して算出した1kg当たりの平均価格である。

エ 用途別出荷量

調査区内の卸売市場において取り引きされた水産物の最終的な用途別(生鮮食用向け、ねり製品・すり身、缶詰、その他の食品加工品、魚油・飼肥料、養殖用又は漁業用餌料)の出荷量である。

オ 品目分類

品目分類は、別表1「産地水産物流通調査の品目分類」に掲げる品目分類とした。

(2) 冷蔵水産物流通調査

ア 月間在庫量

毎月1日から月末までの延べ在庫量である。

イ 月間出庫量

毎月1日から月末までの延べ出庫量である。

ウ 月末在庫量

月末現在の在庫量である。

エ 品目分類 別表2「冷蔵水産物流通調査の品目分類」に掲げる品目分類とした。

10 統計表の見方等

(1) 消費税について

各調査の価格は、消費税を含んだ価格である。

(2) 単位及び記号の表示

ア 単位

(a) 単位の表示は、各統計表に記載したとおりである。単位未満の端数については、四捨五入して表示した。

(b) 統計表については、表示単位未満の端数を四捨五入しており、計と内訳が一致しない場合がある。

イ 記号

表中に使用した記号は次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4t→0t、0.04t→0.0t）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「X」：個人又は法人、その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

(3) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当調査結果を「X」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体(計)からの差し引きにより当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「X」表示としている。

(4) 調査結果は、水産庁ホームページの水産統計情報に掲載している「産地水産物市場【外部リンク】」でご覧になれます。

【 <http://www.market.jafic.or.jp> 】

なお、本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「水産業」でご覧になれます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

11 問い合わせ先

水産庁 漁政部 加工流通課 企画調査班

電話 (代表)03(3502)8111 内線6617

(直通)03(3591)5612

一般社団法人 漁業情報サービスセンター

電話 (直通)03(5547)6887

別表1 産地水産物流通情報調査(水揚量・価格調査(年間調査))の品目分類(参考)

品 目 分 類		定 義 又 は 内 容 例 示
ま ぐ ろ	生	くろまぐろ、みなみまぐろ(いんどまぐろを含む。)の成魚。(おおむね10kg以上のもの)冷には、冷凍フィレーを含む。
	冷	
び ん な が	生	通称びんちょう、とんぼと呼ばれているもの。冷には、冷凍フィレーを含む。
	冷	
め ば ち	生	めばちの成魚。(おおむね10kg以上のもの)冷には、冷凍フィレーを含む。
	冷	
き は だ	生	きはだの成魚。(おおむね10kg以上のもの)冷には、冷凍フィレーを含む。
	冷	
そ の 他 の ま ぐ ろ 類	生	通称めじ(まぐろの幼魚)、だるま(めばちの幼魚)、きめじ(きはだの幼魚)等と呼ばれているもので、まぐろ類の小型のもの。
	冷	
ま か じ き	生	まかじき
	冷	
め か じ き	生	めかじき
	冷	
く ろ か わ 類	生	通称くろかじきと呼ばれているもののほか、しろかわかじき(しろかじき)を含む。
	冷	
そ の 他 の か じ き 類		ばしょうかじきのほか、前記で分類されないかじき類。
か つ お	生	かつお(すま(やいと)、はがつお(きつねがつお)等のかつおを除く。)
	冷	
そ う だ が つ お		ひらそうだがつお、まるそうだがつお
さ め 類		通称さめ又は、ふかと呼ばれているもので、よしきりざめ、もうかざめ(ねずみざめ)、めじろざめ、おながざめ等のさめ類
さ け 類	生	べにざけ、しろざけ(さけ、あきさけ)、ぎんざけ、ますのすけ等のさけ類。なお、冷凍品は生に含む。
	塩	
ま す 類		からふとます、さくらます等のます類。なお、塩蔵品も含む。
こ の し ろ		このしろ(こはだ)
に し ん		にしん
ま い わ し		まいわし
う る め い わ し		うるめいわし
か た く ち い わ し		かたくちいわし
し ら す		通称しらす、ましらすと呼ばれているもので、いわし類の稚仔(35mm以下のもの)
ま あ じ		通称まあじ、じんた、ぜんご(まあじの幼魚)と呼ばれているもの。(めあじ(あかあじ)、かいわり、くろあじ、しまあじ等のあじ類を除く。)
む ろ あ じ		むろあじ、まるあじ、おあかむろ、くさやむろ等むろあじ類
さ ば 類		まさば(ひらさば)、ごまさば(まるさば)
さ ん ま		さんま
ぶ り 類		通称ぶり(はまち、いなだ)、ひらまさ、かんぱち等と呼ばれているもの(もじゃこ(ぶりの幼魚)の養殖向けのもの除く。)
ひ ら め		ひらめ(がんぞうびらめ、やりがれいを除く。)

品目分類		定義又は内容例示
かれい類	生	まがれい、あぶらがれい、うしのした類のほか、ひらめの一部(がんぞうびらめ、やりがれい)を含む。
	冷	
たら	生	まだら(底だら(メルルーサ、リング、ギンダラ、ハドック、ホキ、イトヒキダラ等)を除く。)
	冷	
すけとうだら	生	すけとうだら
	冷	
ほっけ		通称ほっけ、きたのほっけと呼ばれているもの
めぬけ類		まめぬけ、あらすかめぬけ、ぼらめぬけ、こうじんめぬけ等市場でめぬけ類として取り扱われているもの
きちじ		通称きんき、きちじ、きんきんと呼ばれているもの
はたはた		はたはた
にぎす類		にぎす、かごしまにぎす
にべ・ぐち類		にべ、こいち、しろぐち、くろぐち、ふうせい、きぐち等のにべ科(通称にべ、ぐち、いしもちと呼ばれるもの)
えそ類		まえそ、あかえそ、おきえそ等のえそ科(市場でえそとして取り扱われているもの)
いぼだい		いぼだい(えぼだい、うおぜ)
あなご		まあなご、くろあなご
はも		はも(おきはも、からすはも、くろはもを除く。)
たちうお		たちうお
えい類		あかえい、がんぎえい、とびえい、さかたざめ等えい類
まだい		まだい(養殖向けの幼魚を除く。)
ちだい・きだい		ちだい(はなだい、ちこだい)、きだい及び市場でれんこだいとして取り扱われているもの
くろだい・へだい		くろだい(ちぬ)、みなみくろだい、きちぬ(きびれ)、へだい
いさき		いさき(しまいさき、やがたいさき等は除く。)
さわら類		さわら、ひらさわら、うしさわら、よこしまさわら、おきさわら等のさわら類
しいら類		しいら、えびすしいら
とびうお類		とびうお(あご)、はまとびうお、ほそとびうお等のとびうお科
ぼら類		ぼら、からすみぼら、めなだ等のぼら類
すずき		成長段階でせいご(24cm以下)、ふっこ(60cm以下)、すずき(60cm以上)と呼ばれているもの
いかなご		通称こうなご(幼魚)、めろうど、おおなご(成魚)等と呼ばれているもの
あまだい		しろあまだい、あかあまだい、きあまだい等のあまだい科
とらふぐ		とらふぐ
その他のふぐ類		とらふぐ以外のふぐ類
その他の魚類		前記のいずれにも分類されない魚類(ほうぼう類、あんこう類、きんめだい類等のほか、メルルーサ、ホキ等遠洋で漁獲されるものを含む。)
いせえび		いせえび
くるまえび		くるまえび

品目分類		定義又は内容例示
その他のえび類		前記に分類されない、ほっこくあかえび、大正えび、ぼたんえび等のえび類(さくらえび、あきあみ(つのなしおきあみを除く。)等を含む。)
たらばがに		たらばがに
ずわいがに		通称まつばがに、えちぜんがに、こうばくがに、せいこがにと呼ばれているもの
べにずわいがに		べにずわいがに
がざみ類		ひらつめがに、のこぎりがざみ、がざみ等のがざみ類
その他のかに類		前記に分類されない、けがに、あさひがに、いばらがに等のかに類
するめいか	生	するめいか(外国水域で漁獲されるアルゼンチンまついか、ニュージーランドするめいかを含む。)で、つぼ抜き、ロール等の調整されたものを含む。
	冷	
こういか類		こういか、しりやけいか(まいか)かみなりいか等のこういか類(もんごういかを除く。)
あかいか	生	通称ばかいか、むらさきいか、あかいか(アメリカおおあかいかを含む。)と呼ばれているもの(にゅうどういか、つめいかを除く。)で、つぼ抜き、ロール等の調整されたものを含む。
	冷	
その他のいか類	生	前記に分類されない、あおりいか、やりいか、もんごういか、じんどういか、ほたるいか、たこいか等のいか類で、つぼ抜き、ロール等の調整されたものを含む。
	冷	
たこ類		まだこ、みずだこ、いいたこ等のたこ類
うに類	殻付	ばふんうに、むらさきうに等のうに類
	むき身	
なまこ類		まなまこ、くろなまこ等のなまこ類
その他の水産動物類		前記に分類されない、おきあみ(つのなしおきあみ)、ほや、しゃこ等の水産動物類
海産ほ乳類		海に生息するいるか、くじら類の海産ほ乳類
その他の塩蔵品		塩さば、塩さんま等の塩蔵品
その他の加工品		煮干し、塩干し、調味加工した魚介類等の水産加工品
あわび	殻付	まだか、めがい(めんがい)、くろあわび(おがい)等のあわび類(むき身を除く。)
さざえ	殻付	さざえ
はまぐり	殻付	はまぐり、ちょうせんはまぐり
あさり	殻付	あさり、ひめあさり

品 目 分 類		定 義 又 は 内 容 例 示
ほたてがい	殻 付	ほたてがい
	むき身	
ほっきがい	殻 付	ほっきがい
	むき身	
か き	殻 付	かき
	むき身	
そ の 他 の 貝 類	殻 付	前記に分類されない、あかがい、いたやがい、つぶ等の貝類
	むき身	
こ ん ぶ	干	こんぶ(生及びボイル製品を除く。)
わ か め	生	通称わかめと呼ばれているもの
	干	
そ の 他 の 海 藻 類	生	前記以外の海藻類で、てんぐさ、ふのり、のり(生・干)、ばらのり(生・干)等の海藻類(ボイル製品は生に含む。)なお、板のりを除く。
	干	

別表2 冷蔵水産物流通調査の品目分類

品 目 分 類		定 義 又 は 内 容 例 示	
生 鮮 品		魚類、貝類及び水産動物類が生鮮形態で入庫され、保存冷蔵されたもの（鮮度保持のため冷蔵工場に保管中、自然凍結したものを含む。）	
冷 凍 品		生鮮形態の魚類、貝類及び水産動物類を凍結室において凍結したもの	
魚	ま ぐ ろ 類	び ん な が	通称びんちょう、びん、とんぼ等と呼ばれるもので、フィレー、切り身等を含む。
		め ば ち	通称ばち、だるま等と呼ばれるもので、フィレー、切り身等を含む。
		き は だ	通称きわた、きめじ等と呼ばれるもので、フィレー、切り身等を含む。
		く ろ ま ぐ ろ	通称ほんまぐろ、めじまぐろ、ほんめじ等と呼ばれるもので、フィレー、切り身等を含む。
		み な み ま ぐ ろ	通称みなみまぐろ、いんどまぐろ、いんど等と呼ばれるもので、フィレー、切り身等を含む。
		そ の 他 の ま ぐ ろ	上記に分類されないまぐろ類をいい、フィレー、切り身等を含む。なお、くろまぐろとみなみまぐろを分離できない場合には、ここに含める。
	か じ き 類		まかじき、めかじき、くろかわ、ばしょうかじき等のかじき類で、フィレー、切り身等を含む。
	か つ お		まがつお(はがつお・そうだがつおはその他の魚類に含める。)
	さ け 類		べにざけ、ぎんざけ、ときざけ、あきさけ、ますのすけ(キングサーモン)、アトランティックサーモン等のさけ類(施塩した後冷凍したものは塩蔵に含める。)
	ま す 類		さくらます、からふとます、サーモントラウト(トラウト)等のます類(施塩した後冷凍したものは塩蔵に含める。)
	に し ん		にしん
	い わ し 類	ま い わ し	まいわし
		そ の 他 の い わ し 類	かたくちいわし、うるめいわし等のまいわしを除くいわし類
	ま あ じ		通称まあじ、じんた(まあじの幼魚)等と呼ばれるもの
さ ば 類		まさば、ごまさば、大西洋さば(ノルウェーさば)等のさば類	
さ ん ま		さんま	
か れ い 類		まがれい、あぶらがれい等のかれい類	
類	た ら		まだら(底だら、キング、メルルーサ等はその他の魚類に含める。)
	す け と う だ ら		通称すけとうだら、すけとう、すけそうだら、すけそう等と呼ばれているもの
	た い 類		まだい、ちだい、きだい、くろだい等のたい類(通称きんめだ、あまだい等たい科以外のものはその他の魚類に含める。)
	そ の 他 の 魚 類		上記に分類されない魚類(むろあじ類、めめけ類、きちじ、はたはた、ほっけ、はがつお、そうだがつお、底だら、きんめだ、あまだい等)、魚卵

別表4 冷蔵水産物流通調査の品目分類(つづき)

品 目 分 類		定 義 又 は 内 容 例 示	
冷 凍 品		生鮮形態の魚類、貝類及び水産動物類を凍結室において凍結したもの	
貝 類		むき身、殻付の貝類	
そ の 他 の 水 産 動 物 類	え び 類	くるまえび、大正えび等の国内産のえび類のほか、輸入えび並びに無頭えび及びむきえびを含む。	
	い か 類	す る め い か (まついかを含む)	するめいか(外国水域で漁獲されるアルゼンチンまついか、ニュージーランドするめいかを含む。)でつぼ抜き、ロール等の調整されたものを含む。
		こ う い か (もんこういかを含む)	こういか、しりやけいか等のこういか類のほか、輸入物のもんごういか(ロールいかを含む。)を含む。
		そ の 他 の い か 類	上記に分類されないいか類(あかいか、やりいか等)
	た こ 類	まだこ、水だこ等のたこ類で、煮たこを冷凍したものを含む。(酢だこは水産加工品に含める。)	
	そ の 他 の 水 産 動 物 類	上記に分類されない水産動物類(かに類、おきあみ、しゃこ等)	
く じ ら		いるかを含む。(くじら加工品は水産加工品に含める。)	
す り 身	す け と う だ ら す り 身	すけとうだら(すけそうだら)のすり身	
	そ の 他 の す り 身	上記に分類されないすり身(ほっけすり身、いわしすり身等)	
塩 蔵 品		塩漬けにしたもの又は嗜好に重点をおいて軽度(一塩)にしたもの	
さ け 類		べにざけ、ぎんざけ、ときざけ、あきさけ、ますのすけ(キングサーモン)、アトランティックサーモン等のさけ類	
ま す 類		さくらます、からふとます、サーモントラウト(トラウト)等のます類	
た ら こ		塩蔵たらこ(調味料等で味付けしたもの(めんたいこ)は水産加工品に含め、冷凍原卵はその他の魚類に含める。)	
さ け ・ ま す の 卵		塩蔵いくら、すじこ(調味料等で味付けしたものは水産加工品に含め、冷凍原卵はその他の魚類に含める。)	
か ず の こ		塩蔵かずのこ(調味料等で味付けしたものは水産加工品に含め、冷凍原卵はその他の魚類に含める。)	
そ の 他 の 塩 蔵 品		上記に分類されない塩蔵品	
水 産 加 工 品		水産物を主原料として加工されたもので、冷凍品及び塩蔵品以外の水産加工品(酢だこ、くじらベーコン、味付けかずのこ、めんたいこ等)	